

岐阜市斎苑フルタイム会計年度任用職員（労務職）募集要綱

1 募集職種 フルタイム会計年度任用職員（労務職）

2 募集人員 1 人

3 雇用期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日（更新あり）

4 勤務条件 別紙雇用条件等のとおり

5 職務内容

火葬業務（霊柩車から柩台車への柩の受入れ、告別室・収骨室での案内、火葬、清掃業務等）

6 応募資格 次の要件を全て満たす人

（1）故人との最後のお別れの間である岐阜市斎苑で遺族に誠意を持って接することができ、火葬業務に熱意を持って当たることができる人

（2）次のいずれにも該当しない人

①禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※採用取消しについて

提出された書類や面接試験で口述した内容に虚偽や不正がある場合、又は採用後において不正が発覚した場合に採用を取り消すことがあります。

7 応募方法

受付期間内に応募書類を岐阜市斎苑まで郵送（書留又は簡易書留）か持参する。

（1）応募書類

①履歴書（市販様式で可。3か月以内に撮影の写真を添付）

②応募の動機を400字詰原稿用紙1枚程度にまとめたもの（市販の用紙で可）

※応募書類について

- ・ 応募書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。
- ・ 応募書類の返却は行いません。

(2) 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 3 1 日（木）午前 8 時 30 分～午後 5 時

※休苑日：7 月 3 日（木）、9 日（水）、15 日（火）、21 日（月）、27 日（日）
を除く。郵送の場合は 7 月 3 1 日（木）必着

(3) 応募先・問合せ先

〒500-8121 岐阜市上加納山 4717 番地 4 岐阜市斎苑
電話 058-245-0228

8 試験の日時、場所、方法及び結果の通知

(1) 面接日時 令和 7 年 8 月 7 日（木）予定

- ・ 応募者数等により、日時を変更する場合があります。
- ・ 面接日時は、前日までに応募者に連絡します。

(2) 面接場所 岐阜市斎苑（岐阜市上加納山 4717 番地 4）

(3) 選考方法 応募書類と面接

(4) 結果通知 面接後、一週間以内に受験者全員に結果を郵送で通知します。

9 合格から採用まで

(1) 健康診断

選考試験合格者は、指定期日までに健康診断書（視力・聴力・胸部レントゲン・
内科検診結果に関する記載のあるもの）を提出。詳細は選考試験合格者に通知
します。

(2) その他

採用日は、原則として、令和 7 年 9 月 1 日以降になります。

10 試験結果の提供

「個人情報保護に関する法律」の規定に基づき、不合格者の方は以下の要
領で試験結果の開示を請求することができます。ただし、電話や郵便による
お問い合わせはできません。

(1) 期 間 等 試験結果の発表から 1 年間（休苑日（元日と友引）は除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 開示内容 総合得点及び順位

(3) 手続方法 受験者本人が顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード
や運転免許証等）を持参し、岐阜市斎苑まで来苑してください。

雇用条件等

職員種別	フルタイム会計年度任用職員（労務職） （地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号）
雇用期間	令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（更新あり）
勤務日	週 5 日程度の変則ローテーション勤務（土日祝日勤務あり）
休日	元日（1 月 1 日）と「友引の日」を含む変則休日
1 日の勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時（7 時間 45 分）
勤務場所	岐阜市斎苑（岐阜市上加納山 4717 番地 4）
給与等	1 給料額 月額 192,500 円（令和 7 年度実績） 2 諸手当の額 (1) 期末手当 月額に支給割合及び勤務期間に応じた割合を乗じて得た額 (2) 勤勉手当 月額に勤務期間に応じた割合及び勤務成績に応じた割合を乗じて得た額 (3) 通勤手当 常勤職員の例により支給 (4) 地域手当 給与月額の 6% (5) 特殊勤務手当 常勤職員の例により支給
その他	① 福利厚生、年次有給休暇等は所定の基準によります。 ② 健康保険法の被保険者となります。 ③ 厚生年金保険法の被保険者となります。 ④ 岐阜市職員互助会員となります。 ⑤ 制服（黒色略礼服及び作業服）を貸与します。

※採用までの間に関係条例や規則等の改正が行われた場合は、その定めるところに変更します。